

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、令和3年8月頃に帰還した申立人らについて、原発事故に伴う避難により自宅が管理不能となったこと、他方で東京電力の直接請求手続において補修・清掃費用として30万円が既払であること等を考慮して、帰還に際して実施した自宅の補修・清掃費用として請求金額の5割が、上記既払金とは別に追加で賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、次の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

帰還に必要な住宅の補修・清掃費用 43万2215円

期 間 令和3年8月から令和3年10月分まで

（内訳）

(1) 24時間換気扇取替工事	3万9740円
(2) 浴室暖房換気乾燥機入替工事	4万8240円
(3) 高圧洗浄機	8240円
(4) スチーム洗浄機	9895円
(5) エコキュート取替工事及び台所蛇口取替工事	27万8500円
(6) テレビアンテナ取替工事	4万7600円

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金43万2215円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人が各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年8月10日

（仲介委員 丸山 裕司）